

民泊営業を御検討の皆様へ

御近所へのお知らせはお早めに！！

民泊施設の増加に伴い、寄せられた苦情

- タバコをポイ捨てされた
- 夜間の車やバイクの出入りが多くうるさい
- ゴミ出しのルールを守らない
- 冬期に除雪がされない
- 無断で敷地に入られた
- 荷物の積み下ろし時に大声で騒ぐ
- 連絡先が分からず、苦情が言えない
- 宿泊客が民泊施設と間違えて訪ねてきた

周辺にお住まいの方に事前説明を！

- 事前説明なく営業が始まり、不安を感じる方がたくさんいます。
- 町内会、マンションの管理組合又は周辺住宅を訪問し、民泊を営業予定であることを事前に説明し、下記事項を伝えるようにしましょう。
 - ・ 営業者の名前や住所、連絡先
 - ・ 営業施設の詳細な場所
 - ・ 宿泊者に対して周辺に迷惑をかけないように周知している内容や方法
 - ・トラブル発生時等の苦情連絡先

施設利用時の注意事項をお客さんに伝えましょう！

- チェックイン時に直接伝える、施設の見やすい場所に掲示する等、確実に伝えてください。

※伝えていただきたい具体例

- ・ 騒音を出さないように注意すること
- ・ 周辺の私有地に無断で立ち入らないこと
- ・ 指定の駐車場以外へ駐停車しないこと
- ・ ゴミは地区のゴミ集積所に出さないこと
- ・ 空き缶やタバコをポイ捨てしないこと
- ・ 火災を出さないように火の取り扱いに注意すること
- ・ 施設や寝具を衛生的に使用すること

緊急時の連絡方法を確保しましょう！

- 管理者と連絡の取れる電話機の設置や、緊急連絡先の掲示を行い、その旨をお客さんに説明しましょう。
- 緊急時には10分程度で駆けつけられる場所に事務所等を置いてください。

冬期の除雪も注意しましょう！

- 除雪に関する苦情も多く寄せられます（屋根の雪が落ちてくる、通行できない等）。
- 適切に行い、周辺の生活に迷惑をかけないように心がけましょう。

施設の場所は事前に分かりやすく説明しましょう！

- 間違える側にとっては1回のことでも、間違えられる側にとっては日常のことです。
- 間違えないよう注意喚起するとともに、必要に応じて現地での案内や看板を設置してください。

小樽市保健所 生活衛生課 衛生指導グループ
環境衛生サブグループ

(電話) 0134-22-3118
(FAX) 0134-22-1469